

「BUYひろしま」PRグッズ貸出要領

1 主旨

当該事業は、21ひろしま県内製品愛用運動「BUYひろしま」のPR用グッズをイベント出展者等に貸し出す際の基準や手続き等について定める。

2 貸出手続き

(1) 利用資格

ひろしま製品やBUYひろしま運動のPRを行う団体または個人

(2) 貸出・提供グッズ

別紙のとおり

(3) 貸出条件

- ①BUYひろしまのイメージを損なうような使用をしないこと。
- ②貸し出したグッズの正しい使用方法に従って使用すること。
- ③法令及び公序良俗に反しないこと。
- ④選挙活動や布教活動などに関連した使用のおそれがないこと。

(4) 貸出料金

無料

(5) 手続方法

「BUYひろしま」PRグッズ貸出申込書に必要事項を記入の上、21ひろしま県内製品愛用運動推進協議会(以下「協議会」という。)事務局へ申し込みを行う。

協議会事務局は、活用内容等が適正であるものと確認した場合貸し出しをおこなう。

(6) 遵守事項

- ①承認された用途のみに使用すること。
- ②貸出期間を遵守すること。なお、原則として貸出しは使用日の1週間前、返却は貸出し日より一週間以内とし、貸出返却時間は、平日午前9時から午後5時までとする。

3 留意事項

- (1)借受者がこの規定に違反したと認めた場合は、貸出承認を取り消すとともに、以後の貸出しは承認しない。また、そのために借受者が損害を受けたとしても、協議会は一切の責任を負わない。
- (2)貸し出したグッズを汚損した場合は、借受者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。また、紛失の場合は原品にて弁償しなければならない。
- (3)貸し出したグッズの利用に際しては、常に安全等に留意し、利用に当たって発生した事故等については、借受者の責任において適切に処理すること。
- (4)この要領に定めるもののほか、貸し出したグッズの取扱いについての必要事項は、協議会の判断するところとする。

(別紙)貸出グッズ一覧

- ・はっぴ
- ・エプロン
- ・Tシャツ
- ・ジャンパー
- ・のぼり
- ・卓上ミニのぼり
- ・CM映像DVD